

徳島市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

1 行動計画策定の背景

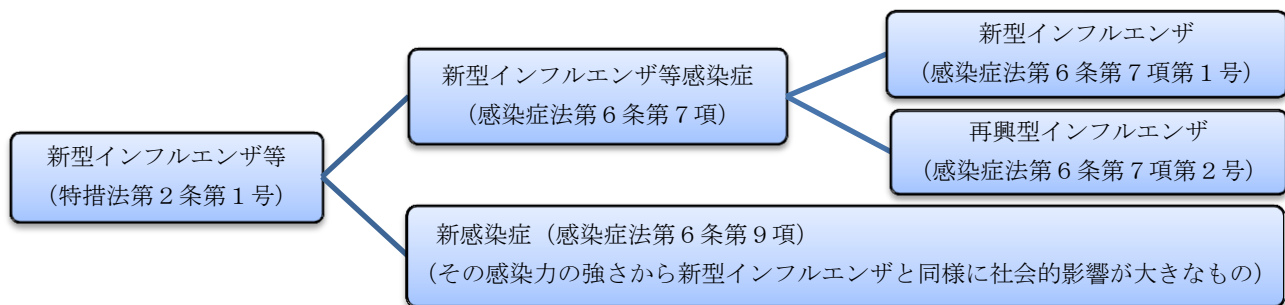
病原性が高く、ほとんどの人が免疫を持たない新型インフルエンザ等が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的として「新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）」が制定され、平成25年4月に施行された。

特措法では、国、都道府県、市町村等が実施する新型インフルエンザ等発生時や緊急事態宣言時の措置について定めるとともに、新型インフルエンザ等の発生に備え、国、都道府県、市町村に対し、それぞれの対策の実施に係る行動計画を策定するよう義務付けている。

徳島市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「本市行動計画」という。）は、本市で新型インフルエンザ等が発生した場合、県や県内の他の市町村と連携し、総合的な対策を実施するために、特措法に基づく市町村行動計画として、政府行動計画（平成25年6月策定）及び徳島県行動計画（平成25年11月策定）を踏まえ策定した。

2 本市行動計画の概要

(1) 対象とする感染症



(2) 対策の実施に係る基本的方針

ア 対策の目的及び戦略

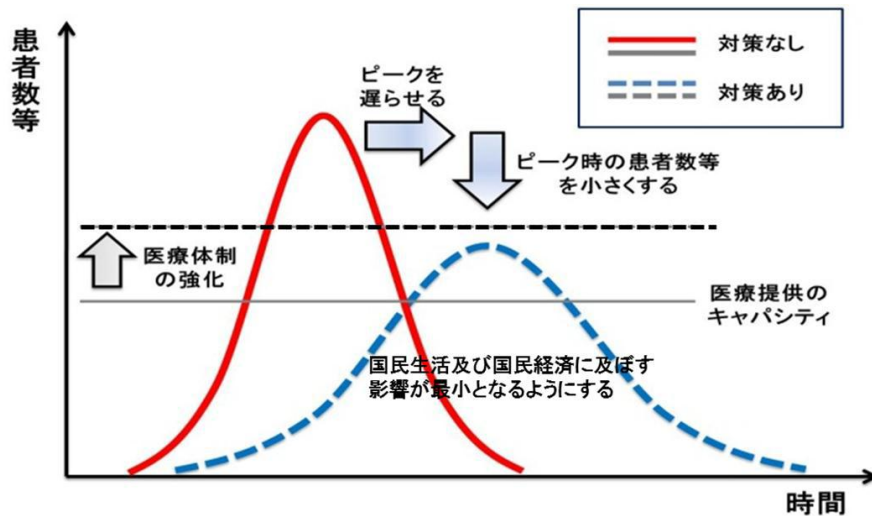
(ア) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、医療の必要な患者が適切な治療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(イ) 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 市内での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は、市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

対策効果の概念図



イ 対策実施上の留意点

(ア) 基本的人権の尊重

対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、市民の権利と自由に制限を加える場合は、必要最小限のものとする。具体的には、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分に説明し理解を得ることを基本とする。

(イ) 危機管理としての特措法の性格

特措法は万一の場合の危機管理のための制度であるが、病原性の程度等により、緊急事態の措置を講じる必要がない場合もあり得る。

(ウ) 関係機関相互の連携・協力の確保

県対策本部と緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

(エ) 記録の作成・保存

本市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

3 被害想定

国及び県が推計した流行規模を基に、被害の推計を行う。

	徳島市	徳島県	全 国
医療機関受診患者数	約 2.7 万人 ～5.5 万人	約 8 万人 ～16 万人	約 1,300 万人 ～2,500 万人
入院患者数 (1日最大入院患者数)	約 1,100 人 ～4,300 人 (200人以上)	約 3,300 人 ～12,500 人 (600人以上)	約 53 万人 ～200 万人 (10.1 万人以上)
死亡者数	約 400 人 ～1,400 人	約 1,100 人 ～4,000 人	約 17 万人 ～64 万人

4 対策推進の役割分担

対策は、社会全体で取り組むことでその効果が発揮されることから、国、県、市のほかに関係機関等や市民それぞれが役割分担した上で、連携・協力して推進する。

関係機関等	役割の概要
国	<ul style="list-style-type: none"> ・国全体としての体制の整備、対策の推進 ・基本的対処方針の決定、緊急事態の宣言 ・新型インフルエンザ等及びワクチン等医薬品の調査研究の推進 等
県	<ul style="list-style-type: none"> ・県内における対策を的確かつ迅速に実施し、関係機関が実施する対策を総合的に推進 ・特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として、地域医療体制の確保やまん延防止に係る措置を実施 等
市	<ul style="list-style-type: none"> ・市内における対策を的確かつ迅速に実施し、関係機関が実施する対策を総合的に推進 ・市民に対するワクチンの接種、生活支援を実施 ・県や近隣市町村と緊密な連携を図り対策を実施 等
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・院内感染対策や医療資器材の確保等の推進 ・診療継続計画の策定及び地域医療連携体制の整備 ・診療継続計画に基づき発生状況に応じた診療体制の強化及び医療の提供 等
指定(地方)公共機関	<ul style="list-style-type: none"> ・発生時に県等と連携して本来的な業務（医療の提供、社会・経済機能の維持等）を通じて新型インフルエンザ等対策の実施
登録事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・発生前から従業員への感染予防策の準備を積極的に実施し、発生時にはその業務を継続 等
一般の事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・職場における感染予防対策の実施 ・発生時における一部事業の縮小。特に多数の者が集まる事業を行う者の感染防止措置の徹底 等
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・個人レベルでの感染防止策（手洗い・うがい等）の実践 ・食料品・生活必需品等の備蓄

5 新型インフルエンザ等の発生段階

県・市行動計画 発生段階	状 態
①未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
②海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
③県内未発生期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内では新型インフルエンザ等が発生していない状態
④県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
⑤県内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
⑥県内小康期	県内で新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

6 発生段階ごとの主な対策の概要

発生段階		未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	県内小康期	
対策の目的		○発生に備えた体制の整備 ○発生の早期確認	○県内発生の遅延対策と早期発見 ○県内発生に備えた体制の整備	○県内発生に備えた体制の整備	○県内感染拡大の抑制 ○患者に対する適切な医療の提供 ○感染拡大に備えた体制の整備	○医療体制の維持 ○健康被害を最小限に抑える ○市民生活・地域経済への影響を最小限に抑える	○医療体制や市民生活・地域経済の回復を図り、流行の第2波に備える	
実施体制	対策本部等	市危機管理会議	★設置	市新型インフルエンザ等対策本部			★廃止	市危機管理会議
	対策の実施等	研修・訓練の実施	実施する対策の協議	体制の強化		感染拡大に伴う体制の変更	体制の縮小	
サーベイランス・情報収集	サーベイランス	国や県が実施するサーベイランスに協力						
	情報収集	新型インフルエンザ等対策に関する国内外の情報収集の実施・継続						
情報提供・共有	情報提供	新型インフルエンザ等に関する基本的な情報（発生状況、感染状況、医療情報等）や発生した場合の対策の提供（各種媒体の活用）						
	情報共有	国、県、市、関係機関との情報共有						
	相談窓口	相談窓口の設置準備	相談窓口の設置	相談窓口の充実・強化			★状況に応じて縮小	

予防・まん延防止	感染予防対策	通常のインフルエンザ等感染症対策（マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等）の普及・啓発及び実施・強化				
		基本的感染対策の徹底要請				
	予防接種	特定接種対象者の把握・準備	特定接種の実施			
		住民接種の準備	住民接種の実施			
外出自粛		県知事による不要不急の外出自粛 ・学校等に対する施設の使用制限の要請・指示			★状況に応じて縮小・中止	
医療	医療体制	県が実施する医療体制の整備・実施に協力				
				県が実施する臨時医療施設の設置に協力	★状況に応じて縮小・中止	
市民生活及び地域経済の安定の確保	物資の適正流通		消費者として適切な行動の呼びかけ			
			生活関連物資等の価格の安定等に係る措置			★状況に応じて縮小・中止
	要援護者対策	要援護者支援体制の構築	要援護者支援措置の実施準備	要援護者への支援の実施		★状況に応じて縮小・中止
	埋葬火葬対策	まん延時の埋葬・火葬体制の整備	まん延時の埋葬・火葬体制の準備		遺体の埋葬・火葬の特例等	★状況に応じて縮小・中止

緊急事態宣言時に行う対策